

平成 27 年度

四国中央市教育基本方針

平成 27 年度 四国中央市教育基本方針

国の形は「人間の心の形」である。その形をつくるのが教育である。

目まぐるしく変化する社会にあって、日本の文化と伝統をしっかりと踏まえ、不易と流行を見極め、その変化に柔軟に対応して、わが国の担い手となり、国際的に貢献できる高い見識や品格を兼ね備えた献身的な人材を育成する。

学校・家庭・地域が一体となって、慈（いつく）しみの心や奉仕的精神を培い、礼儀を重んじ、人が敬われ尊重される格調高い倫理観を共有し、生涯に渡る学習や体力づくりを目指し、技芸や文芸をたしなみ、心豊かな文化の香り漂う教育環境の整備充実を図る。

故郷は生涯忘れ得ぬ「生」の原点である。豊かな自然環境の中で、時の流れとともに発展してきた歴史や文化、伝統を掘り起こし、継承し、その担い手となって大きな足跡を残した先人を敬愛するとともに、その遺訓に学び、更なる誇りある故郷づくりを推進する。

学校教育

基本方針

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、子どもたちの「生きる力」を育む特色ある教育に取り組む。

重点目標

21世紀を拓く、心豊かでたくましく生きる人間の育成

具体的な目標と施策

1 社会総がかりで取り組む教育の推進

- (1) 家庭・地域と連携・協働し、学校教育の質の向上と特色ある教育活動の充実に努める。
- (2) 家庭・地域に対して積極的な情報提供に努めるとともに、学校評価システムの適切な実施を通して理解や協力を得ながら、信頼される学校づくりに努める。

2 安全・安心な学校づくり

- (1) 学校安全に関する校内体制の整備を行うとともに、危機管理マニュアルの見直しと改善に努め、教職員一人一人の危機管理意識を高める。
- (2) 実践的な防災教育の推進と地域と連携した防災管理体制の整備を図る。
- (3) 家庭や地域社会及び関係機関との連携を深め、地域ぐるみで児童生徒を見守る体制の強化に努める。
- (4) 平成22年度より実施している小・中学校施設の耐震化事業について、より一層の整備を図る。

【耐震補強工事】

ア 小学校

金生第一小、上分小、三島小、寒川小、豊岡小、長津小、小富士小

イ 中学校

川之江南中、三島西中

【改築工事】

新宮小中

- (5) 通学路の点検を定期的に実施し、安全確保に努める。

・通学路安全推進事業（市内全小学校）

○平成27年度交通安全こども自転車大会愛媛県大会（川瀧小）

3 確かな学力を基盤とした未来を拓く力の育成

(1) 確かな学力の定着と向上

ア 「学力向上C a n-D o プラン」に基づいて、授業のユニバーサルデザイン化を図り、すべての子どもが楽しく「分かる」「できる」授業を構築する。

イ 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、意欲を引き出す体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努める。

ウ 基本的な学習習慣や学習規律を確立するとともに、家庭学習の質的向上を図る。

エ 全国学力・学習状況調査や県学力診断調査・市学力診断調査等の結果を基に、課題と成果について検証し、学習指導の改善に努める。

オ 自分自身の長所や課題を把握し、主体的に学び続ける児童生徒の育成に努める。

○市教科等研修会（金生第一小、金生第二小、三島小、土居小、関川小、全中学校）

○小中連携授業実践交流

○統計教育研究指定校（南小）

○N I E 実践校（三島西中）

○授業のユニバーサルデザイン化モデル校（金一小、三島小、中之庄小、土居中）

(2) 特別支援教育の充実

ア 校内委員会の機能性や特別支援教育コーディネーターの実践力を高め、全校的な支援体制を確立させるとともに、家庭や地域、各関係機関と連携した支援体制の充実を図る。

イ 児童生徒一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた教育課程を編成し、指導内容・方法の改善・充実を図る。

ウ 各関係機関や保護者との連携を密にし、個別の指導計画や個別の支援計画の積極的な作成・活用に努め、指導・支援の充実を図る。

エ 特別支援学校と小・中学校との間、特別支援学級と通常の学級との間で、計画的・組織的な交流及び共同学習を推進する。

・特別支援教育推進事業

○インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業（土居小）

(3) キャリア教育の推進

ア 望ましい勤労観や職業観を育てるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力や態度を育てる。

イ 個々の能力・適性に応じた進路決定が主体的になされるよう計画的な進路指導に努める。

○ものづくり体験プログラム開発・実証事業（三島南中）

(4) 情報教育の充実

ア コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の特性を理解させるとともに、情報を適切に活用する能力を育成する。

イ 情報モラル等の基本的なルール、マナーを発達段階に応じて計画的に指導し、情報管理を的確に行う。

(5) 国際理解教育の推進

ア 広い視野をもち、異文化を尊重し共に生きていく資質や態度を育てる。

イ コミュニケーション能力や自己表現力を育てる。

4 豊かな心の育成と規範意識の確立

(1) 生徒指導の徹底と健全育成

ア 児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、全教育活動を通じて、生徒指導の一層の充実と自治的集団づくりに努める。

イ 校内において、複数の視点で児童生徒の変化を早期発見し、適切かつ迅速に対応できるように、教育相談体制の充実を図る。

ウ いじめ・不登校等については、校長を中心に全教職員が一致協力し、全力を尽くして未然防止、早期発見・早期対応に努める。

エ 学校における情報モラル教育の充実や携帯電話等の安全・安心な利用に向けた保護者等への啓発活動に努める。

オ 家庭や地域社会及び関係機関等との連絡や協力を一層密にして、行動連携を視野に入れた開かれた組織的な生徒指導の推進に努める。

- ・適応指導教室
- ・スクールソーシャルワーカー、カウンセラー等活用事業
- ・ハートなんでも相談員設置事業
- ・いじめSTOP愛顔の子ども会議

(2) 道徳教育の充実と特別活動の推進

ア 児童生徒が道徳的価値を自己とのかかわりで捉え直し、具体的な事象に即してどう行動するかを体験的に学ぶことができる教育実践に努める。

イ 「道徳の教科化」の背景を踏まえ、児童生徒が主体的に価値意識を築いていくよう、指導内容や指導方法の質的改善を図る。

ウ 学校と家庭や地域社会が一体となり、実効性のある道徳教育を推進する。

エ 心の居場所としての学級づくりに努め、話合い活動等を通して、よりよい人間関係を築く力や自治的能力を育てる。

○特色ある道徳教育推進事業（川之江南中）

(3) 人権・同和教育の推進

ア 人権尊重の理念を全ての教育活動の基盤とし、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題学習をはじめとする様々な人権学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力を育むよう努める。

イ 一人一人の教職員が、差別の現実に学ぶことを基本理念として、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けた確固たる姿勢を確立するとともに、人権意識を高めるための研修に努め、資質の向上を図る。

ウ 幼（保）・小・中・高等学校の連携を図りながら、計画的・系統的な人権・同和教育の推進を図る。

エ 仲間意識を育て、いじめを生まない集団づくりに努める。

オ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育を推進する。

○市学校人権・同和教育研究大会

（川之江小、中曾根小、豊岡小、北小、三島南中、土居中）

(4) 福祉教育や環境教育の推進

- ア 自他の生命や人権を尊重する精神に立ち、互いに認め合い共に生きていこうとする実践的な態度を育てる。
- イ 環境教育について、知識の習得や理解にとどまらず、自ら行動できる人材を育む。
 - 子どものチャレンジ応援します事業〔環境教育〕（新宮小）
 - 愛媛県環境教育発表会（新宮小）

5 健やかな体を育てる教育の推進

- (1) 児童生徒の体力低下、運動習慣における子どもの二極化を踏まえ、学校体育の指導の充実と日常生活における体育的活動の実践や遊びを通して、運動習慣の活性化と体力の向上に努める。
- (2) 児童生徒の運動に関する意欲や関心を高め、「できる」「楽しい」「やってみたい」と感じる授業実践を組織的に推進する。
- (3) 「早寝・早起き・朝ごはん」など家庭における児童生徒の基本的な生活習慣の定着を図るとともに、食育の充実を図り、望ましい食習慣の形成に努める。
- (4) 心の健康、性の問題、喫煙・飲酒・薬物乱用や生活習慣病の兆候等の健康に関する現代課題について、実態を踏まえながら、計画的、継続的に指導する。
 - ・学校保健研究大会
 - ・えひめ子どもＩＴスタジアム事業
 - ・えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業
 - 小学校教員資質向上事業（中之庄小）
 - 体力アップ愛顔プロジェクト（中之庄小、三島西中）
 - 地域スポーツ人材の活用実践支援事業（申請のあった中学校）
 - 生きる力をはぐくむ歯・口の健康づくり推進事業（寒川小）

6 教職員の資質能力と学校組織の活性化

- (1) 学校の教育目標の具現化を図るため、組織的、継続的な研修に努め、不断の見直しを行う。
- (2) 教職員としての実践的指導力と人間的魅力を深めるための専門的、実践的な研修に努めるとともに、体罰を許さない体制を醸成する。
- (3) 服務規律を遵守し、社会の一員としての、また教育職員としての自覚を高める。
- (4) 学習指導要領に対応した実践研究を行い、組織的に授業改善を進め、授業力の向上を図る。
- (5) 実践交流等を通して、教育内容や指導方法などにおける幼（保）・小・中の連携や相互理解を深める。
 - 2年目フォローアップ研修（川之江小、川之江南中）
 - ・管理職研修会
 - ・教務・研修・学力向上推進主任研修会
 - ・四国中央市学力向上推進委員

※ ○平成27年度指定校事業

幼稚園教育

基本方針

幼児を取り巻く社会の変化を踏まえ、家庭や地域社会との連携を図りながら、幼児や地域の実態に即した特色ある教育を推進し、豊かな人間性や、「生きる力」の基礎を培う幼稚園教育の充実に努める。

重点目標

未来にはばたく、心豊かでたくましく生きる幼児を育てる。

具体的な目標と施策

1 幼児や地域の実態に即した特色ある幼稚園づくりを推進する。

- (1) 地域や幼稚園、幼児の実態に即し、全教職員の創意を生かした特色ある幼稚園経営を行う。
- (2) 教育目標の実現を目指し、幼児の発達の特性に応じた教育課程の工夫・改善を図る。
- (3) 教育環境の充実・整備に努め、幼児の自己実現を促す教育活動を行う。
- (4) 家庭や地域の人々との連携を図り、心身共に健全な幼児の育成に努める。
- (5) 園での教育活動や運営の状況等について自己点検・評価を行うとともに、積極的に情報を提供することにより、地域に開かれた幼稚園づくりに努め、保護者や地域等の信頼に応える教育を推進する。
- (6) 子育てに関する様々な相談事業の充実を図り、子育て支援に努める。

○愛媛県国公立幼稚園教育研究協議会東予支部研究会（川之江幼稚園）

○全国国公立幼稚園教育研究協議会徳島大会ポスター発表（川之江幼稚園）

○東予管内公立幼稚園 P T A 連合研究大会（土居東幼稚園）

2 生きる力の基礎を培う教育内容と指導方法の改善に努める。

- (1) 多様な生活体験を通して豊かな感性を育てる。
- (2) 幼児期にふさわしい生活が展開されるよう、幼児の主体的な活動を促し、遊びを通しての総合的な指導を充実させる。
- (3) 個を生かす評価をもとに、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導のあり方を工夫する。
- (4) 人権・同和教育の推進に努める。
 - ア 一人一人を大切にした保育を実践することにより、自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を育てる。
 - イ 心に響く体験を通して、豊かな心情や生命を尊重する心を育てる。
 - ウ すべての教育活動の中で、認め合い、支え合う仲間意識を育てる。

エ 就学前における人権・同和教育の重要性を認識し、人権意識の芽生えを培う教育の実践に努め、保・小・中・高等学校との連携を図り、一貫性のある人権・同和教育の推進を図る。

オ 一人一人の教職員が、差別の現実に学ぶことを基本理念とし、同和問題をはじめとする様々な人権学習の研修会等に積極的に参加し、自己の生き方や教育内容の充実に努める。

カ 家庭や地域等と連携した人権・同和教育を推進する。

○四国中央市人権・同和教育研究大会(三島南幼稚園)

(5) 特別支援教育の推進に努める。

ア 一人一人の発達の特性や課題、生活上の困難等を把握し、適切な支援に努める。

イ 家庭や関係諸機関との連携を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした教師間の連携による共通理解と幼児の指導に努める。

○モデル園研修(三島東幼稚園)

(6) 道徳性の芽生えを培う教育を推進する。

ア 幼児の道徳性の芽生えを正しくとらえ、道徳的な感じ方や考え方の基礎を育てる。

イ 一人一人の幼児の道徳的な態度や心情の発達に留意し、教育的環境や条件を整備する。

ウ 家庭や地域との連携を密にし、基本的な生活習慣の育成に努める。

(7) 健康・安全教育を推進し、安全で安心な幼稚園づくりに努める。

ア 健康・安全で活力のある生活を送るための基本的な習慣や態度を育成する。

イ 自他の生命尊重を基に、体験を通して安全に対する判断力や行動力を育てる。

ウ 望ましい食生活を身に付ける。

エ 安全点検や安全対策の改善・整備に努めるとともに、家庭や地域社会との連携を密にとり、事故防止に万全を期する。

3 幼稚園・保育所（園）、小学校との連携を密にする。

- (1) 地域の実情に即して協力体制を整え、教育内容や指導方法の相互理解に努める。
- (2) 幼・保、小の独自性を踏まえつつ、幼児・児童の学びや育ちを連続的にとらえ円滑な接続を図る。
- (3) 幼児一人一人の成長や発達の可能性を小学校に伝えるための具体的な方法を工夫する。

4 教職員の資質と指導力の向上を図る。

- (1) 専門職としての資質と指導力の向上を目指して研究を充実し、主体的な研修に努める。
- (2) 自園の実態に即して研修内容を体系化し、園内研修を充実する。
- (3) 常に教養を高め、指導の向上を図るよう自己研修に努める。
- (4) 市内幼稚園の研究交流を積極的に推進し、自園や自己の研究に生かせるように努める。

○新規採用教職員研修(新採教諭配置幼稚園)

※ ○平成27年度指定園事業

学校給食

基本方針

児童生徒の心身の健康保持増進を図るため、安全で栄養バランスのとれた豊かな学校給食の提供とともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣の形成に努める。

重点目標

食を通して、心身ともに健康な人間を育成する。

具体的な目標と施策

1 栄養バランスのとれた給食

給食をおいしく食べられるようにするとともに、多様な食品の組み合わせや改正された学校給食摂取基準に基づいた栄養バランスに配慮した献立作成に努める。

2 安全衛生管理の徹底

給食関係者の安全衛生意識の高揚に努めるとともに、施設設備の改善を図り、安全衛生管理の徹底に努める。

3 望ましい食習慣の育成

望ましい食習慣の基礎を養い、自己の健康管理ができる能力を育成するため、家庭と連携しながら食に関する指導に努める。

4 地元産食材の活用

減農薬・減化学肥料で栽培された米、野菜等をはじめ、より安全で安心な地元産食材の活用を推進する。

5 学校給食費の未納解消

学校給食費の未納については業者への支払いに困難をきたさないよう、法的措置及び児童手当からの引き落としを含めて未納の解消に努める。

6 学校給食施設の整備促進

老朽化の進む三島学校給食センターの更新に伴い、四国中央市の将来の給食施設のあり方を検討し、施設整備を促進する。

少年育成センター

基本方針

少年育成センターは、複雑な社会情勢を背景に多様化・深刻化する少年問題に対応するため、少年の健全育成活動の総合的な拠点として、「四国中央市の子どもを育てる市民会議」の参画団体及び関係機関との連携を密にし、地域に密着した補導活動・広報活動・環境浄化活動等や四国中央市の青少年の心を育てる指標「宇摩の子の誓い」の実現に向けた取組みを積極的に推進し、少年の健全育成や非行防止に努める。

重点目標

地域や関係機関と連携し、少年の健全育成活動を推進する。

具体的な目標と施策

1 補導活動の充実

- (1) 早期発見、早期指導をめざした補導活動の充実に努める。
- (2) 情報収集活動（非行・不登校・いじめ等）の強化を図る。

2 地域活動の推進

- (1) 校区ごとに地域の実情にあった補導活動の充実に努める。
- (2) 地域住民の子どもに対する健全育成意識の高揚を図る。

3 相談活動の充実（こども支援室との連携強化）

- (1) 訪問相談等の推進と継続相談の充実に努める。
- (2) 「なやみの電話」による相談活動の充実に努める。
- (3) 不登校児童・生徒に対する積極的な援助に努める。

4 環境浄化活動の推進

- (1) 危険箇所と有害環境の点検強化と適切な処置に努める。
- (2) 環境浄化に対する啓発活動を推進する。

5 広報・啓発活動の推進

- (1) 広報誌及び各種会合での啓発活動を推進する。
- (2) 児童・生徒に対する情報モラルの啓発に努める。

6 研修・調査活動の充実

- (1) 補導委員及び所員研修の充実に努める。

- (2) 参考資料の収集とその効果的な活用を図る。

7 「宇摩の子の誓い」の推進

- (1) 四国中央市の子どもを育てる市民会議を推進母体として関係機関と連携を図り、広報・啓発活動を推進する。

8 関係機関・団体との連携強化

- (1) 四国中央市の子どもを育てる市民会議参画団体及び関係機関との連携強化を図る。
- (2) 四国中央市生徒指導主事会に参加し、情報交換を行う。
- (3) 四国中央市内三高校生徒指導連絡協議会に参加し、情報交換を行う。

社会教育

基本方針

生きがいを持ちゆとりのある生涯学習社会を築いていくために、市民の学習機会の拡充を図り「だれもが、いつでもどこでも学べる」社会教育を推進し、心豊かなひとづくり、まちづくりに努める。

重点目標

地域の教育力を高め、健康で潤いのある住みよいまちづくりを展開する。

具体的な目標と施策

1 生涯学習の推進

(1) 幼児教育

幼稚園、保育園と連携のもと、子育て支援事業を展開し、幼児期にふさわしい育成環境づくりに努め、家庭や地域の教育力の向上を図る。

(2) 青少年教育

青少年を健全に育てる環境が重要な課題となっている状況を踏まえ、青少年の興味や関心に即した学習や社会参加活動・生活体験の場等の拡充を図る。

(3) 成人教育

生涯学習の視点にたち、様々な学習要望に応える学習講座の開設や自主講座の積極的な支援を行う等、市民の学習意欲を高める。

(4) 高齢者教育

高齢者が健康で生きがいを求めることができる学習の提供と高齢者が持つ豊かな知識、技能等を活かせる社会参加機会の拡充を図る。

(5) 家庭教育

家庭の教育力の向上を図るため P T A、愛護班、婦人会等社会教育団体と連携し、子育て学習講座の開催や地域ぐるみの子育て支援活動体制の整備に努める。

(6) 人権教育

公民館の利用団体、サークル等を対象に講座を行い、人権教育・啓発の推進に努める。

2 公民館活動の充実

地域に密着したつながりのある公民館活動を推進するため、地域コミュニティの再生を図り、住民の学習要望や動向等を把握するとともに、地域の学習拠点としての教育・奉仕活動や体験活動を支援し、人材育成に努める。学校や社会体育と連携のもと住民の健康づくりと生きがいを体感できるスポーツ活動の推進を図る。

人権教育

基本方針

「市民のすべてが取り組む、あたたかい人権・同和教育の展開」を基本方針に、行政・学校・地域社会が一体となった人権・同和教育の推進を図るとともに、「四国中央市人権尊重のまちづくり条例」及び「人権尊重都市宣言」の趣旨に則り、お互いの人権が尊重されるまちづくりに努める。

重点目標

あらゆる差別をなくし、すべての人の人権が保障されるまちづくりをめざした人権・同和教育を展開する。

具体的な目標と施策

1 人権・同和教育の推進

- (1) 人権・同和教育会報「きずな」を隔月に全戸配布し、市内の活動内容等を紹介することにより、市民の人権教育・啓発に努める。
- (2) 人権・同和教育推進者養成講座及び修了者会を開催し、人権・同和教育推進者の養成を図る。
- (3) 身元調査おことわり運動や「心を育てるための5つの目標」の周知等を市内全域に展開し、人権意識の高揚を図る。
- (4) 市内全域で地域ふれあい座談会を開催し、市民と人権問題について学習することによって、市民の人権意識の高揚に努める。
- (5) 新規採用・転入教職員等人権・同和教育研修会を実施し、新規採用・転入教職員等の人権意識のレベルアップを図る。
- (6) 市内企業を対象に講演会や講師派遣を行い、人権教育・啓発の推進に努める。
- (7) 市内各公民館の利用サークル等を対象に講座を行い、人権教育・啓発の推進に努める。
- (8) あらゆる機関や組織を通して、行政と学校教育や社会教育との連携を図る。
 - 就学前人権・同和教育研究大会(金田保育園・三島南幼稚園・土居保育園)
 - 人権・同和教育研究大会(社会教育部)
- (9) 全国・四国地区・愛媛県等の人権・同和教育研究大会へ参加し、人権教育・啓発の深化を図る。
- (10) 四国中央市人権・同和教育基本方針を基本とした統一的な教育・啓発を推進する。

2 人権教育協議会組織機能の充実

人権教育推進の中核的役割を果たす「四国中央市人権教育協議会」の機能の拡充を図る。

社会体育

基本方針

市民の健全な心身の発達を促し、健康で豊かな文化生活を営むため、スポーツによる楽しみ・健康づくり志向者を含む多様化したニーズを考慮した各種施策を行い、市民総参加による、体育・スポーツの普及・振興に努める。

重点目標

生涯スポーツ社会の実現に向け、すべての市民が親しめる体育・スポーツ活動を推進する。

具体的な目標と施策

1 体育・スポーツ指導者の育成と指導力の強化

- (1) スポーツ関係指導者の資質の向上と育成を図るため、講習会、研修会等を開催する。

2 体育・スポーツ団体の育成指導

- (1) 市民体育スポーツの振興を図るため、体育・スポーツ団体を支援する。
- (2) 地域スポーツ活動を助成し、職域スポーツクラブの育成に努める。
- (3) 各種スポーツ人口拡大のため、軽スポーツ、レクリエーションの普及に努める。

3 体育・スポーツ施設の整備と利用促進

- (1) 体育施設・設備の整備充実と利用促進を図る。
- (2) 学校体育施設開放事業を推進する。

4 市民の体力向上と健康づくりの推進

- (1) 市民の体力向上を目指し、各種スポーツ健康教室等を開催する。
- (2) 高齢者のスポーツ、レクリエーションの指導、奨励を図る。
- (3) 市民の健康増進と各種スポーツ活動の促進を図るため、市民スポーツ祭等を開催する。
- (4) スポーツ少年団活動を通して児童生徒の健康な身体と社会に貢献しうる豊かな心を育てる。

5 第72回国民体育大会（えひめ国体）の成功に向けた開催準備の推進

- (1) 市民協働によるえひめ国体の推進を図る。
- (2) 競技力向上に向けた選手の育成、強化を図る。

国 体 推 進

基本方針

我が国最大のスポーツの祭典である国民体育大会の開催を契機に、競技力の向上はもとより生涯スポーツの振興、普及・発展を図るとともに、本市の自然や産業、歴史・文化等の地域資源を全国に発信し、元気で活力ある地域づくりを進め、「～四国のまんなか、人がまんなか～人を結ぶ 心を結ぶ あつたか協働都市」の実現の推進に努める。

重点目標

市民の総力を結集して、えひめ国体を成功させる。

具体的な目標と施策

1 市民協働による大会

喜びと感動を共有できる魅力ある大会の開催に向けて、市並びに関係機関・団体の緊密な連携のもと、地域社会の絆の再生と地域力の一層の向上を目指し、市民の英知と総力を挙げて大会運営に万全を期する。

2 生涯スポーツ社会の実現を目指す大会

国体の開催を契機に市民のスポーツへの関心を高め、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりを進め、生涯スポーツのさらなる振興を図る。

3 簡素・効率化を推進する大会

国体の簡素・効率化の趣旨に沿い、創意工夫、また既存施設の有効活用等、開催経費低減の推進に努めながら、四国中央市らしい魅力と活力のあふれる大会の運営を目指す。

4 活力ある街づくりを進める大会

市民総参加のもと広く市民運動を展開することにより、地域に連帯感を醸成し、心豊かで、活気に満ちたまちづくりを推進する。

5 心温まる大会

全国各地から集う人々を「おもてなし」の心で温かく迎え、ふれあいを通じて友情の輪を広げるとともに、豊かな自然や歴史・文化に恵まれた四国中央市の魅力を紹介する。

文化振興

基本方針

文化の香り高いまちづくりを進めるため、市民の自主的な文化活動の育成を図るとともに、伝統文化を後世に伝えるため、史跡や文化財を保全整備し、郷土の歴史・文化に対する市民意識の醸成を図る。

重点目標

豊かな地域文化の創造と、文化財及び伝統文化の保護・伝承活動を推進する。

具体的な目標と施策

1 文化活動の振興

(1) 文化関連団体の支援

- ・文化協会等の活動を支援することにより、諸団体の機能充実を図り、文化全般の振興を図る。

(2) 芸術文化活動の推進

- ・四国中央ふれあい大学を通して、市民へ芸術文化鑑賞の機会を提供するとともに、市民の自主的な芸術文化活動の支援を行う。

(3) 四国中央市文化情報の発信

- ・書道パフォーマンス甲子園と紙のまち新春競書大会を開催し、四国中央市の紙と書の文化を市内外に情報発信する。

2 文化財保護

(1) 文化財学習の推進

- ・暁雨館や高原ふるさと館及び考古資料館を文化財学習の拠点として、関係機関との連携により、郷土の歴史学習を推進する。

(2) 文化財調査・保護活動

- ・市内に存在する史跡や文化財を調査し、その成果を広く市民に紹介し、文化財に対する理解と認識を深めることにより、文化財の保護意識の醸成を図る。

3 民俗芸能・伝統行事の保護・継承

(1) 地域の民俗芸能や伝統行事を市民に紹介するとともに、歴史的活動の学習機会の充実を図り、保護・継承活動に努め、後継者の育成を図る。

図書館

基本方針

生涯学習の拠点施設として、市民の教養と文化の向上に資するため、資料の整備・充実に努め、市民が気軽に利用できる身近で親しみやすい図書館づくりに努める。

重点目標

資料の調査や利用相談の充実を図るとともに、子どもの読書活動推進計画の具現化に努める。

具体的な目標と施策

1 資料の整備・充実

- (1) 図書館資料の整備・充実と蔵書構成の適正化に努める。
- (2) 郷土資料の整備・充実に努める。
- (3) 児童・青少年図書の充実に努める。
- (4) 多様な課題に対応する参考図書の充実に努める。
- (5) 寄贈図書の受け入れを積極的に行う。

2 利用者の拡大

- (1) 広報誌、図書館だより、ホームページによる図書館行事のPRに努める。
- (2) 読書グループ及び学校図書館等との連携を図り読書活動を支援する。
- (3) ブックスタート事業の実施により、絵本の大切さ、楽しさを伝える。
- (4) 企画展、ロビー展の充実に努める。

3 利用者サービスの向上

- (1) 川之江図書館、三島図書館、土居図書館のどこでも図書の貸出・返却を受けられるサービスを継続する。
- (2) 他の公共図書館との資料相互貸借システムを活用し、図書の有効利用を図る。
- (3) 図書館勤務職員の接遇の向上を図り、気持ちよく利用できる図書館づくりに努める。

4 文化活動の推進

- (1) 読書推進団体との連携を図り、子どもの読書活動の推進及び講演会等の開催に努める。
- (2) 子どもの健全育成を図るため、おはなし会、読み聞かせ、紙芝居、ブックトーク、パネルシアターを実施する。
- (3) 読書推進団体の活動支援に努める。